

まちづくり研究会だより 第25号



麻溝台・新磯野南部地区まちづくり事業の 推進に係るアンケート調査への協力について



事業検討パートナー候補者からの事業提案を基に、市街化区域への編入を前提としたまちづくりの早期実現に向けた取組を進めることにつきまして、会員の皆さまのご意向を伺いたく実施し、6月12日現在で437名の方からご回答をいただきました。ご協力いただきありがとうございます。

皆さまのご意向を確認するために、引き続きアンケート調査を実施しておりますので、未回答の方におかれましては、アンケートにご回答くださるようお願い申し上げます。

令和6年6月12日現在のアンケート調査回答状況

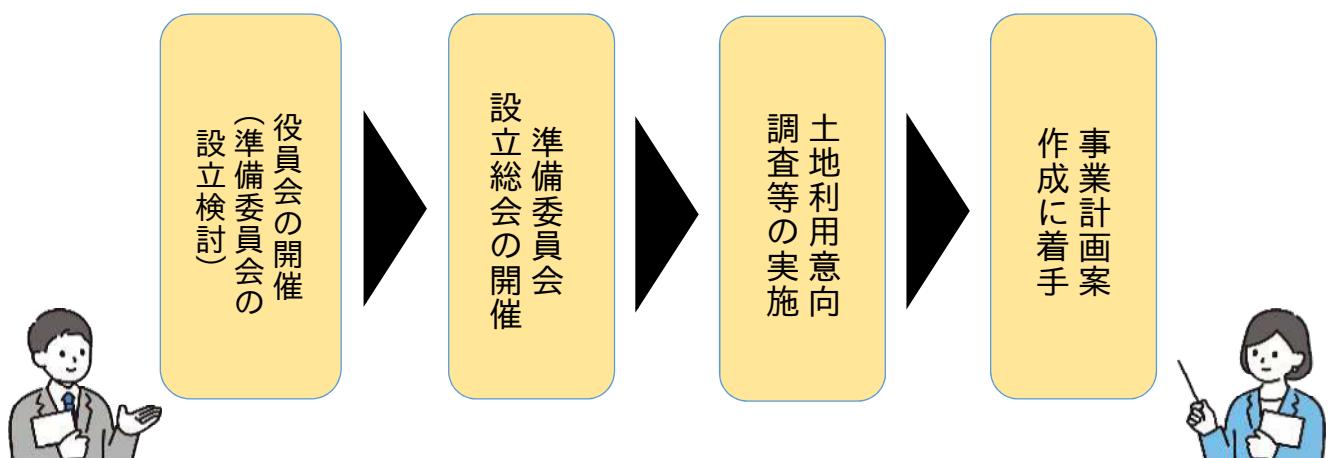
	進めたい	どちらかといえば進めたい	どちらかといえば現状のままでよい	現状のままよい	無回答(選択肢に○なし)	合計	未回答
回答数	233	126	29	45	4	437	108
調査対象に対する割合	42.8%	23.1%	5.3%	8.3%	0.7%	80.2%	19.8%
	65.9%		13.6%				

今後の取り組みについて

麻溝台・新磯野南部地区まちづくり事業の推進に係るアンケート調査において、「進めたい」「どちらかといえば進めたい」の割合が3分の2以上（66.7%以上）となりましたら、準備委員会の設立について進めてまいります。

次回の役員会の開催について、開催日時などの詳細が決まりましたら、市のホームページに掲載いたします。

<今後の主な取組予定>





麻溝台・新磯野南部地区が 特別注視区域に指定されました



安全保障上重要な施設等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的とした、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、**令和6年5月15日付けで南部地区とその周辺地域が特別注視区域に指定されました。**

※この内容は、広報さがみはら（令和6年5月1日号8ページ）に掲載されていましたが、南部地区が指定されたため、皆さまにお知らせするものです。

広報さがみはらのバックナンバーは右のQRコードを読み取りご覧ください。



特別注視区域と機能阻害行為とは

安全保障上重要な施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内で、その区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるもの、かつ、重要な施設の機能が特に重要又はその機能を阻害することが容易で、その機能の代替が困難である場合に、特別注視区域に指定されます。

<機能阻害行為の例>

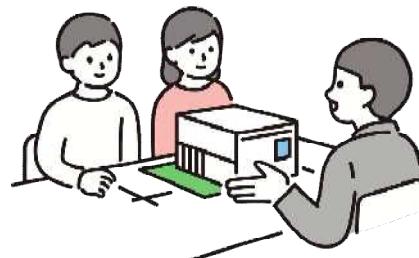
機能阻害行為に該当すると 考えられる例	機能阻害行為に該当すると 考えられない例
○自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置	○施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住
○施設に対する妨害電波の発射等	○施設周辺の私有地における集会の開催等

※上記の機能阻害行為はあくまで一例として掲載しているものです。実際に機能阻害行為に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて適切に判断されます。

特別注視区域に指定されたことにより、一定規模（面積200m²）以上の土地の売買などの際には契約の当事者から国へ届出が必要となります。 詳細は内閣府のホームページか、コールセンターでご確認ください。

○内閣府ホームページ

「重要土地等調査法」「特別注視区域の一覧」



○内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL : 0570-001-125 (平日9:30~17:30)

本たよりは、令和6年4月時点の登記事項証明書を基に発送しております。

相続や売買等で所有者が変更となった場合や転居等により住所が変更となった場合は、事務局までご一報ください。

南部地区まちづくり研究会だよりのバックナンバーや北部地区まちづくり研究会だよりは、市のホームページでご覧いただけます。（スマートフォン）右下のQRコード読み取り（パソコン）ホームページ番号検索「**1017752**」

【事務局】



相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野まちづくり課

TEL : 042-769-1393 FAX : 042-754-8490

E-mail : aa-machi@city.sagamihara.kanagawa.jp

